

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第11章 行政体制の整備

#### 第1節 政策医療を担う国立病院・療養所

##### 1 国立病院・療養所を取り巻く状況

---

国立病院・療養所は、1945（昭和20）年に旧陸海軍病院を引き継いで発足して以来、国民病と言われた結核の治療や地域医療の確保など、戦後の日本における国民医療の確保と向上に大きな役割を果たしてきた。しかし、1980（昭和55）年頃になると、疾病構造の変化、医療技術の進歩、他の開設主体による医療機関の量的な充足など、我が国の医療をとりまく状況は大きく変化し、それに伴い、国立病院・療養所の担うべき役割も変化することとなった。すなわち、地域における基本的・一般的医療の提供は原則として他の公私立医療機関に委ね、国立病院・療養所は、がん・循環器病等に対する高度先駆的な医療や、ハンセン病・筋ジストロフィーなど歴史的・社会的な経緯等により地方・民間での対応が困難な医療等、国の医療政策として特に推進すべき医療（政策医療）を担うこととした。

こうした役割を適切に果たしていくため、限られた経営資源を集約し機能強化を図るべく、病院の統廃合・経営移譲等による再編成を行い、1986（昭和61）年当時239病院あったものを152病院まで減らすこととし、2002（平成14）年度末までに66病院の再編成を完了させたところである。また、経営改善についても積極的に取り組んだ結果、1992（平成4）年度には経常収支率が83.9%、一般会計から国立病院特別会計への繰入率が26.4%だったが、事業計画の導入や経営管理指標の設定などにより、2001（平成13）年度には経常収支率は102.8%まで改善し、2003（平成15）年度予算における一般会計からの繰入率も11.5%にまで下がった。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第11章 行政体制の整備

#### 第1節 政策医療を担う国立病院・療養所

##### 2 独立行政法人化の経緯

---

こうした状況の中、1998（平成10）年に成立した「中央省庁等改革基本法」（平成10年法律第103号）において、国が担う事務・事業の企画立案機能と実施機能とを分離し、より効率的・効果的な実施を図るための独立行政法人制度が創設された。国立病院・療養所についても、「高度かつ専門的な医療センター、ハンセン病療養所等特に必要があるものを除き、独立行政法人に移行」することとなった。その後、1999（平成11）年に閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」において、2004（平成16）年度に国家公務員の身分を与える独立行政法人に移行することが決定され、更に2000（平成12）年に閣議決定された「行政改革大綱」において、各病院ごとに業績評価ができるよう区分経理する単一の独立行政法人となることが決定された。

これらの決定を受けて、2002（平成14）年12月には「独立行政法人国立病院機構法」（平成14年法律第191号）が成立したところであり、144病院（移行時は154病院）からなる「独立行政法人国立病院機構」が2004（平成16）年度に発足することとなった。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第11章 行政体制の整備

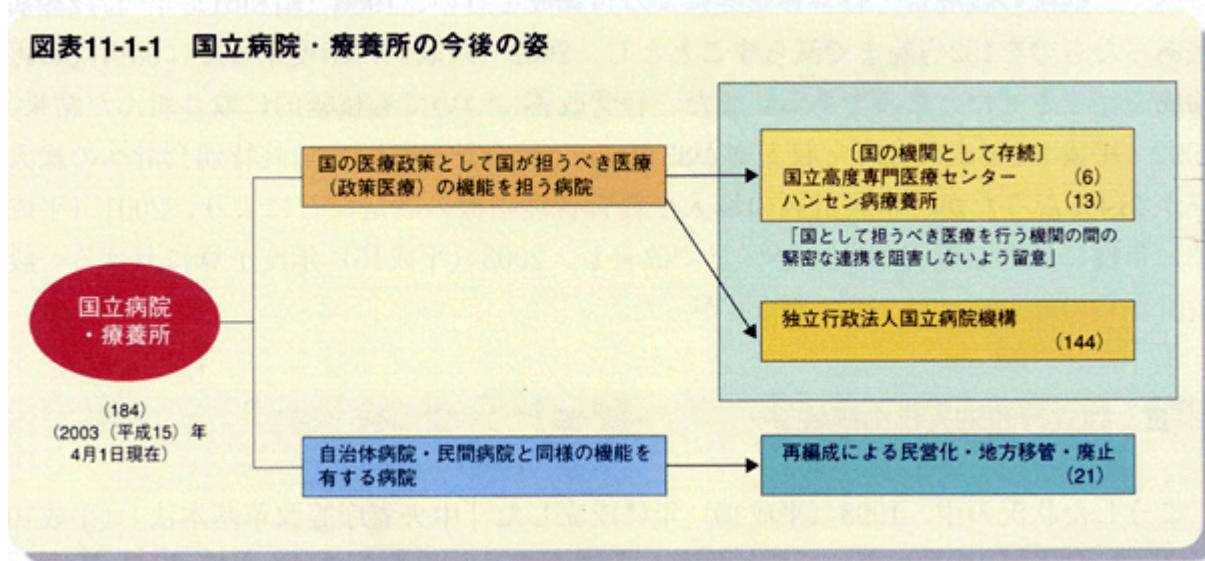
#### 第1節 政策医療を担う国立病院・療養所

##### 3 独立行政法人化後の国立病院・療養所の姿

独立行政法人化後も、引き続き政策医療を遂行するという国立病院・療養所の役割に何ら変わりはないが、その運営については、中期目標の設定、外部による定期的な業績評価、企業会計原則の適用等、新たな仕組みが導入されることとなる。したがって国立病院・療養所は、これらの仕組みを活用し、今後、経営の効率性を一層追求するとともに、医療サービスの質の確保・向上を図ることが求められている。

今後とも、国立病院・療養所が国民の期待に的確に応え、信頼される医療機関であり続けるために、独立行政法人への移行を改革の好機と捉え、さまざまな課題に積極的に取り組んでいくこととしている。

図表11-1-1 国立病院・療養所の今後の姿



図表11-1-2 独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）の概要

## 図表11-1-2 独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）の概要

### 1 概要

#### (1) 法人の目的

- ・医療の提供、医療に関する調査および研究、技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、公衆衛生の向上および増進に寄与する。

#### (2) 業務

- ①医療を提供すること
- ②医療に関する調査および研究を行うこと
- ③医療に関する技術者の研修を行うこと等

#### (3) 特定独立行政法人

- ・機構は特定独立行政法人（役職員に国家公務員の身分を付与）とする。

#### (4) 施設ごとの経理の明確化

- ・業績評価ができるよう経理を明確化するため、各施設ごとに財務書類を作成し、法人全体の決算とあわせて評価委員会の意見を聴いたうえで、公表する。

#### (5) 長期借入金等

- ・機構は、施設整備等のために、長期借入をし、又は債券を発行することができる。
- ・政府は、予算の範囲内において、機構の長期借入金及び債券に係る債務保証を行うことができる。

#### (6) 緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求

- ・厚生労働大臣は、災害発生や公衆衛生上の重大な危害発生等の緊急事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、必要な業務の実施を求めることができる。

### 2 独立行政法人への移行に伴う措置等

#### (1) 権利義務の承継

- ・国立病院特別会計の権利および義務は、国立高度専門医療センターに係るもの（現行特会を改組した特別会計で経理）等を除き、機構が承継する。

#### (2) 施行期日

- ・2003（平成15）年10月1日（法人の設立は2004（平成16）年4月1日を予定）

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第11章 行政体制の整備

#### 第2節 規制改革の推進

##### 1 医療、福祉、雇用・労働分野の規制改革

##### (1) 政府の規制改革推進に関するこれまでの動き

---

2002（平成14）年度、政府の総合規制改革会議においては、現下の厳しい経済情勢にかんがみ、「経済の活性化」を統一テーマとして、これまでの医療、福祉、雇用・労働といった個別の分野ごと・事業ごとの検討に加え、民間参入・移管拡大による「官製市場」の見直しといった、分野横断的・省庁横断的テーマについて調査審議を行い、2002年12月に「規制改革の推進に関する第2次答申」を公表した。政府は、この答申を受け、2003（平成15）年3月にこれまでの「規制改革推進3か年計画（改定）（2002年3月閣議決定）」を再改定し、新たな「規制改革推進3か年計画（再改定）」を閣議決定した。

---

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第11章 行政体制の整備

#### 第2節 規制改革の推進

##### 1 医療、福祉、雇用・労働分野の規制改革

##### (2) 厚生労働省における規制改革の取組

---

###### 1)医療

医療分野の規制改革に関しては、患者本位の医療サービスの実現に資するという観点から、2002（平成14）年度には、国民が医療機関を選びやすくするため、これまで広告することが禁止されていた医師の専門性、手術件数等を広告可能とする大幅な見直しや、社会福祉施設等で行われる医療関連業務における労働者派遣の解禁などを行った。さらに、今後は、医療機関で行われる医療関連業務における派遣を認めるかどうかについての検討などを行うこととしている。

###### 2)福祉

福祉分野に関しては、これまでも、民間企業などによる保育所の設置やPFI方式などを活用したケアハウスの設置・運営の仕組みを整えてきた。今後は、更に、幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から、幼稚園教諭免許所有者と保育士資格所有者が相互にそれぞれの資格（免許）を取得しやすくする取組みや、特別養護老人ホーム等における費用負担のあり方などを検討することとしている。

###### 3)雇用・労働

雇用・労働分野に関しては、昨今の経済社会の構造変化の中で、我が国の雇用システムのメリットを活かしつつ、多様な働き方を可能とするなど労働者が安心して十分に能力を発揮できるような社会を実現することが必要である。このため、地方公共団体による無料職業紹介事業の解禁、労働者派遣事業に係る派遣期間の延長や「物の製造」業務の解禁、有期労働契約の契約期間の延長などを内容とする関係法案を第156回国会に提出したところである。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第11章 行政体制の整備

#### 第2節 規制改革の推進

##### 2 構造改革特区制度の推進

---

構造改革特区制度は、地方公共団体等の自発的な立案により、特定の区域において地域の特性に応じた規制の特例を導入することで、地域の活性化を図り、国民生活の向上や国民経済の発展に寄与することを目的として導入された制度である。2002（平成14）年12月には構造改革特別区域法が成立し、厚生労働省においても、公設民営又はPFI方式による株式会社の特別養護老人ホーム運営への参入を認めるなどの規制改革を行っている。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第11章 行政体制の整備

#### 第3節 情報化の推進

##### 1 情報化の推進

---

「5年以内に世界最先端のIT国家となる」ことを目指すため、政府においては2001（平成13）年1月に「e-Japan戦略」、同年3月には「e-Japan重点計画」を策定し情報化の推進に取り組んできたところである。

さらに、2002（平成14）年6月には同計画を「e-Japan重点計画—2002」として改訂し、情報化に向けた取組みを進めている。厚生労働省では、「e-Japan重点計画—2002」等に沿って、電子政府の実現、IT分野での職業能力開発や保健医療福祉分野における積極的なIT技術の活用などに取り組むこととしている。

---



## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第11章 行政体制の整備

#### 第3節 情報化の推進

##### 2 情報化の推進に向けた主な取組み

---

(1) 申請・届出等手続の電子化のための取組みを推進し、2003（平成15）年3月に一部の手続について厚生労働省電子申請・届出システムの運用を開始した。2004（平成16）年3月までには、ほとんどすべての申請・届出等手続を電子化する予定である。

##### (2) IT分野での職業能力開発支援

急速なIT化の進展に伴う雇用のミスマッチや雇用不安の発生を防止し、情報通信分野等の専門的・技術的な業務に従事する者の知識および技術の向上を図るため、多様な水準の職業訓練コースの整備・拡充を行い、2003（平成15）年3月までに106万人に対してITに係る職業能力習得機会を提供している。

##### (3) 保健医療福祉分野の情報化

1)2001（平成13）年12月に策定した「保健医療分野の情報化にむけてのグランドデザイン」に基づき、サービスの質の向上、効率化を図るための電子カルテシステムの導入を推進し、遠隔医療のシステム整備を進めている。

2)障害者に配慮した情報通信関係機器・システムの開発等により、情報バリアフリー環境の整備を推進するとともに、IT利用を促進するため、パソコンボランティアの養成・派遣を行っている。

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第11章 行政体制の整備

#### 第3節 情報化の推進

##### 3 個人情報保護

---

政府は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、2003（平成15）年3月7日に「個人情報の保護に関する法律関連5法案」を国会に提出し、同法案は5月23日に成立、5月30日に公布・一部施行された。

個人情報の保護に関する法律案に対しては、「医療等国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野については個別法を早急に検討し一定の具体的結論を得ること」との付帯決議がなされたところであり、厚生労働行政分野における個人情報が適切に取り扱われるよう、必要な法制上の措置その他の措置を講じていく。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第11章 行政体制の整備

#### 第4節 特殊法人・公益法人に関する取組み

##### 1 特殊法人に関する取組み

---

政府は、2000（平成12）年12月に閣議決定された「行政改革大綱」等に基づき、特殊法人等の改革に取り組んできた。その結果、2001（平成13）年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において、厚生労働省の所管する特殊法人等に関しては、4法人を民間法人化、8法人を独立行政法人化すること等とされたほか、その他の事務・事業についても、施設や融資事業の廃止等に取り組むこととされたところである。

これを踏まえ、2002（平成14）年度においては、組織形態について、2003（平成15）年10月（一部法人は2004（平成16）年3月又は4月）に8法人を独立行政法人化、1法人を民間法人化するとともに、同計画に定められた事務・事業の見直しを行うことを内容とする独立行政法人個別法案等9法案を臨時国会に提出し、同国会において成立したところである。また、これらの法案とは別に、2002年度中に3法人を民間法人化するとともに、同計画に従い福祉施設等の譲渡などの取組みも積極的に進めてきたところである。引き続き、同計画に盛り込まれた事項について、2005（平成17）年度までの集中改革期間内のできるだけ早期に具体化できるよう、着実に取組みを進めていくこととしている。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第11章 行政体制の整備

#### 第4節 特殊法人・公益法人に関する取組み

##### 2 公益法人に関する取組み

---

公益法人の改革については、2002（平成14）年3月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」において、検査・検定等に係る公益法人の指定制度について、国の関与を最小限とし透明性の高い登録制度への見直し等を図るほか、公益法人に対する補助金等について、補助金等への依存割合の低減、交付された補助金等の第三者への再分配の抑制等の措置を講じることとされたところである。

これを踏まえ、2003（平成15）年の通常国会には検査・検定等の見直しのための改正法案を提出するなど、実施計画に定められた期限までに必要な措置が着実に実施できるよう、取組みを進めているところである。

また、公益法人の指導監督についても、2001（平成13）年2月に、政府として全面的な見直しが行われ、厚生労働省においても、指導監督の責任体制を確立するとともに、少なくとも3年に1回の立入検査を実施するなど、指導監督の一層の強化・徹底を図っているほか、インターネットを通じて、それぞれの公益法人の業務や財務等に関する情報の公開を進めてきたところである。今後も引き続き、所管公益法人の適正な業務運営の確保に取り組んでいくこととしている。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第11章 行政体制の整備

#### 第5節 情報公開の推進

##### 1 行政機関情報公開法の施行

---

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（行政機関情報公開法）」（2001（平成13）年4月1日施行）は、政府の諸活動に係る説明責任が全うされるようにするとの考え方を基本に、何人にも国の行政機関の保有する文書の開示を求める権利を定めたものであり、厚生労働省としても、同法に基づき、保有する行政文書について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された6つの類型（

- 1)個人に関する情報、
- 2)法人等に関する情報、
- 3)国の安全等に関する情報、
- 4)公共の安全等に関する情報、
- 5)審議、検討等に関する情報、
- 6)行政事務・事業に関する情報

）に該当するもの以外の情報は開示している。

---

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第11章 行政体制の整備

#### 第5節 情報公開の推進

##### 2 窓口対応等の工夫

---

厚生労働行政は、特に国民生活に密接に関連することから、厚生労働省の情報公開制度は利用者にとって、より身近で利便性の高いものである必要がある。そのため、窓口において、できる限り懇切丁寧に対応しているところであり、求められた行政文書が情報公開制度を利用しなくとも提供できるもの（報道公開資料、小冊子等）である場合、又は求められた行政文書を保有していない場合等は、窓口においてその旨を説明し、開示請求者の希望に沿うように適宜対応をとっている。また、開示請求と行政相談とを同じ場所（中央合同庁舎第5号館2階）で行えるようにし、両制度が相まって行政情報の公開が一層進展するように努めているところである。

また、厚生労働省のホームページの中に情報公開のコーナーを設け、情報公開制度の仕組み等の検索を行うことができるようにし、誰もが手軽に同制度を理解し、活用することができるように努めているところである。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第11章 行政体制の整備

#### 第5節 情報公開の推進

##### 3 開示請求・決定等の状況

---

2002（平成14）年4月から2003（平成15）年3月末までの厚生労働省に対する開示請求件数は4,424件（「平成14年度行政機関情報公開法施行状況調査速報値」以下同じ。）であり、その内訳は、本省受付分として3,762件、地方厚生局、都道府県労働局、施設等機関の受付分として662件であった。この受付件数は他府省庁と比較しても相当程度多く、また、その開示請求のあった分野も広範囲にわたっており、国民生活に密接に関連する厚生労働行政に対する国民の関心の高さをうかがうことができる。

同時期における開示決定等件数は3,692件（取下げが706件）であり、その内訳は、本省受付分が3,082件、その他受付分が610件であった。

また、開示決定等件数のうち、開示請求に対し行政文書をすべて開示した件数は441件、部分的に開示した件数は2,961件、開示を行わなかった件数は290件であった。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第11章 行政体制の整備

#### 第5節 情報公開の推進

##### 4 独立行政法人等の情報公開

2002（平成14）年10月1日、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（独立行政法人等情報公開法）が施行されてから、6か月以上が経過したところである。厚生労働省においては、所管する独立行政法人等が情報公開制度を円滑、適正に運用することができるよう、独立行政法人等に対する情報提供等にも努めているところである。

2002年10月から2003（平成15）年3月末までの厚生労働省が所管する独立行政法人等に対する開示請求件数は442件（「平成14年度独立行政法人等情報公開法施行状況調査速報値」以下同じ。）であり、また、同じ時期における開示決定等件数は183件であった。

#### コラム

##### 厚生労働省に対する開示請求

情報公開法上、厚生労働省本省とその外局である中央労働委員会や社会保険庁は別の機関とされているため、開示請求もそれぞれの窓口に対して行う必要がある。また、地方厚生局、都道府県労働局、検疫所等の施設等機関については、地方在住者の利便を考慮して、情報公開の権限・事務が委任されているため、それぞれの機関で保有する行政文書については、それぞれの窓口に対して開示請求を行うこととなる。

厚生労働省では、ホームページに情報公開のコーナーを設け、

- 1)情報公開制度の仕組み、
- 2)行政機関情報公開関係法令等、
- 3)各情報公開窓口の案内、
- 4)行政機関開示請求書等様式、
- 5)開示請求手数料等、
- 6)開示・不開示の審査基準、
- 7)行政文書ファイルの一覧

等を掲載し、開示請求者の利便に資することとしている。

([http://koukai.mhlw.go.jp/p\\_doc/index2.html](http://koukai.mhlw.go.jp/p_doc/index2.html))



## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第11章 行政体制の整備

#### 第6節 政策評価の取組み

##### 1 政策評価の取組み

---

政策評価については、2002（平成14）年4月から施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、「政策評価に関する基本方針」（2001（平成13）年12月28日閣議決定）や「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」等を踏まえ、評価の対象とする政策の特性や評価の目的等に応じて、事業評価方式、実績評価方式等の方式により実施している。2002年11月には、2002年度に実施した事業評価および実績評価の結果について厚生労働省のホームページにおいて公表したところである。

具体的には、

1)事業評価については、2003（平成15）年度予算の概算要求を伴う新たな政策のうち、重点的な政策又は10億円以上の費用を要する政策を対象とし、67の政策について必要性、有効性、効率性等の観点から評価を実施した。

2)実績評価については、2001（平成13）年度における厚生労働省のすべての政策を12の基本目標、約160の施策目標に整理し、施策目標ごとに各政策がどれだけ有効に機能しているかを把握し、その達成状況をできるだけ客観的な評価指標等を用いて評価した。

今後とも引き続き、適切な目標設定、評価手法等の改善を図りつつ、より有効な政策評価を実施することとしている。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第11章 行政体制の整備

#### 第6節 政策評価の取組み

##### 2 独立行政法人評価の取組み

---

2002（平成14）年度において厚生労働省が所管する独立行政法人は、国立健康・栄養研究所、産業安全研究所、産業医学総合研究所の三法人であるが、独立行政法人評価委員会は、これら各法人の2001（平成13）年度の業務実績について評価を実施し、評価結果を取りまとめて、2002年9月に公表した。

評価に当たっては、中期目標に基づき、

- 1)業務運営の効率化
- 2)国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
- 3)財務内容の改善等の三つの視点から評価を実施した。

具体的には、2001（平成13）年6月に策定した「独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」に基づき、中期目標等に定められた個別項目ごとに5段階評価を行うとともに、その評価結果を踏まえて業務実績全体の状況について総合的な評価を実施した。

今後、中央省庁等改革の一環として、2004（平成16）年度に国立病院・療養所が独立行政法人化（行政改革大綱（2000（平成12）年12月1日閣議決定））されるとともに、特殊法人等整理合理化計画（2001（平成13）年12月18日特殊法人等改革推進本部決定）等に基づき、2003（平成15）年10月以降、10法人（共管2法人を含む。）が独立行政法人化される予定となっている。

これらの独立行政法人に対する評価についても、客観的かつ厳正な評価を実施し、評価の信頼性、実効性の向上を図ることができるよう、評価体制の拡充等必要な改善を図っていくこととしている。

---